



第360回外交政策企画委員会記録

4 1. 2. / 6

国際資料部

議 題

核拡散防止問題について

日時及び場所

2月 / 6日 (水) 於 4 / 8 号室

出席者

牛場外務審議官	滝川参事官
高野官房長	高島参事官
新関情文局長	吉田政治課長
力石近ア局長	大塚科学課長
上川国資部長心得	浅尾安保課長心得
内田官房総務参事官	橘 報道課長
吉岡参事官	川並調査課長
山下参事官	野田資料課長
吉野参事官	市岡事務官 (政治課、記録)

○上川 「今日は核拡散防止問題について討議する。国連局からペーパーが2種提出されている。まず、このペーパーについての説明を願いたい。」

○吉田 「『核拡散防止問題の最近の傾向』なるペーパーに基づいて、現状 (facts) を説明する。

核拡散防止問題は各次国連総会および18カ国軍縮委員会等で審議されてきたが、昨秋の第20回総会において非同盟諸国の提案にもとずき18カ国軍縮委員会に対し、次の5原則にもとづく核拡散防止条約の締結につき早急に審議するよう要請する決議を採択した。

その原則の1は、『核拡散防止条約には「抜け穴」があつてはならない』とするものであつて、これは、いわゆるM L F、A N F等は核拡散防止措置の「抜け穴」なりと見做すソ連の主張が、受け入れられたものと考えられている。原則の2は核保有国

非保有国の間の義務と責任の間に公平なバランスがとれているべきこと、原則の3は核拡散防止条約は全面完全軍縮の一步たるべきこと、原則の4はこの条約の有効性を確保するため workable かつ acceptable な規定が設けられねばならないことである。これら3つの原則は、主として非核保有国の主張がとり入れられたものである。原則の5は、いかなる国家群も、自国領土に核兵器の完全な不在 (absence) を確保するための地域的取極を締結する権利を害されないとするものであるが、これは、ラ米、アフリカ等の非核武装地帯の設置を害することがあつてはならないとするものである。

18カ国軍縮委員会はこの決議をうけて本年1月27日から再開されている。当初、この会議にはヴェトナム問題が影響して進展が期待し得ないのではないかと懸念を抱く向きがあつたが、現にこの会議の共同議長たる米ソは会議の再開にも合意した

し、再開に当つても、ジョンソン大統領、ウィルソン首相、ついでコスイギン首相が核拡散防止条約の早期締結を希望するメッセージをこの委員会に送り、この条約に真剣に取り組もうとする態度を示している。

昨年来米ソ両国よりそれぞれ核拡散防止条約案が提出されていたが、今般、ソ連はコスイギンのメッセージにより、自国条約案を実質的に修正する用意があることを示したし、米国も、自国条約案の修正案提出を考え、わが方にも極秘の含みで、この案を提示越している。

以下、米ソ両国の新提案の概要について若干説明する。

米国案については、従来、ソ連等よりこれはMLF等を禁止するものではないので「抜け穴」があるとの批判が行なわれており、これに対し西側諸国、特に、英国は、これは西独に核への access を許すものではないので、拡散にはならないとし、

この趣旨を屢次ソ連側に説明した様であるが、ソ連は一向に納得しなかつた。今次、米国の修正案は、このソ連の疑惑をできるだけ取除くことを眼目とするものであるが、MLF等は相変らず禁止されていないので、本質的には旧案と何ら変つていないと思われる。したがつて、この修正案についてソ連の同意を得ることは非常に困難と思われる。

次にソ連案について言うと、従来のソ連案は非核保有国の安全保障について何らの配慮も示していなかつたが、今回、コスイギンは、『核保有国は、核兵器を保有していない非核保有国に対しての核兵器の使用を禁止するとの趣旨の規定を核拡散防止条約中に含めてもよい』との意向を表明した。このようにソ連が非核保有国の安全保障を考慮する用意を示したという意味でコスイギン提案は、従来より一歩前進したとも言える。

ただ、今回の提案そのものについては、種々問題がある。

第1に、この提案が、「あらゆる軍縮措置は現存の Balance を破壊しないよう配慮しつつ行なわれねばならない」という軍縮交渉の大原則であるバランスの原則を害するものではないかどうかという問題がある。世界の戦略的地位の現状をみるに、ソ連は核兵器の分野において劣勢たることは事実であり、従来からも、この劣勢を挽回するために、在外軍事基地の撤収、在外軍事基地の撤廃等を主張し、又、核兵器使用禁止条約の早期締結、非核武装地帯あるいは非核クラブ等の提案に積極的支持を与えてきているのであつて、今回の提案も、従来のソ連の前記各種提案と密接に結びついていると考えられる。

コスイギン提案の第2の問題点は『核兵器を使用しない』との核保有国の約束は果して十分履行される保障があるかどうかの

問題である。今回のコスイギン提案はこの点に何もふれていない。

第3の問題点は、『核を持つていない国』とは何をさすか、『核を使用しない』とは何を意味するか等の問題である。前者の問題については、核兵器の「貯蔵」「保管」は『核を持つている』ことになるかどうかという問題が含まれ、後者の問題には「威嚇」は核の「使用」になるかどうかという問題が含まれている。

このほか、この提案を日本が受け入れれば日米安保条約はどうなるかという問題もある。

いずれにせよ、今回の提案は必ずしも無条件にはうけとれないと思われるが、今後18カ国軍縮委の成り行きもみつつ、十分対応策を考えていきたい。」

○滝川 「核拡散防止問題の現状は今説明された通りである。

そこで、今後わが国が核拡散防止条約についてわが国がどういう態度をとるべきかということになる。『核拡散防止問題』というペーパーは、この点について、今後政府が態度を決定する際に、考慮に入れるべき factor を説明したものである。(前記ペーパー 8 ページ「3 主要な問題点」以下を朗読)

なお、核拡散防止問題についてのわが方態度を決めるに当つては、いわゆる米ソの平和共存路線と拡散防止、中ソ対立と核拡散、ヴィエトナム問題の影響等をみるべき必要もあるが、これら政治的背景の諸点は捨象して、防止条約案の枠内にある問題のみ取上げてある。要するに、今後わが方が考慮すべき諸点は、(a) 非保有国の安全保障について関係各国の受諾しうる措置が行な

われること、特に、わが国については米国による核保障が確実かどうかを確認しておくことであり、(b)核開発能力のある国が、核拡散防止条約を締結した後も、この問題について発言する機会を奪われないよう配慮することである。」

○吉野 「非保有国の安全保障についてであるが、元来核保障とは核兵器による攻撃を受けた場合、核兵器による反撃ないし報復を加えることを意味すると思うが、この趣旨の保障は核拡散防止条約中に書き込まれるべきであろう。」

○滝川 「非核保有国の中には、この核保障を明記することを欲しない国もあり、一概にこれを条約中の規定とすることを主張し得ない事情がある。例えばインドは非同盟主義の建前もあり、他国から核保障を得ることは、難色を示すと思われる。わが国はこの点について『非核保有国が bilateral

又は multilateral に他国と防衛取極を結ぶことは差支えない』との規定を条約中に明記しておくよう主張しているのであるが、これはかかる取極を作つて、各国とも自国の安全保障を確保すべしと推奨しているのではなく、かかる取極によつてこの問題を解決しようとしている国の行為が禁止されないようにしたいとの考えに基づくものである。」

○牛場 「わが国は、今後、わが国の安全保障を安保条約によつて確保することとするのか、あるいは将来多角的安全保障機構が出来れば、これに乗りかえることとするのかの問題がある。社会党などは『多角的』保障を求め、日米安保条約の廃棄を主張しているが、これは問題にならない。いずれにせよ、核拡散防止条約に日本が参加するに当つては、何よりも、日本の安全保障には問題がないということにならなければならない。

この点に不安を残したまま、核拡散防止条約に入らねばならないという事態は好ましくない。この点は、国会等においてでも、総理又は外務大臣からはつきり言っておいて貰う必要がある。」

○高野 「仮に、コスイギン提案の条項が条約中にとり入れられたとして、これに違反があつたときの制裁ないし『歯止め』の措置はあるか。それがなければ、何の保障にもならない。」

○牛場 「『歯止め』は全くないのだから、これは、不可侵条約のようなものだ。現在の米ソ条約案でも『違反』に対しては『条約から脱退しうる』こと位しか救済の途がないことになつている。非保有国は、核攻撃をうけてから『脱退』しても、何の救済にもならない。」

○滝川 「コスイギン提案によるとしても非保有国の安全保障に遺漏なきを期するためには、結局、核保有国が攻撃の準備をしているかどうかを査察することが必要になる。わが国にとつても、米軍が核兵器を持込めばソ連から核保有国と見做されることになるわけだ。今回のコスイギン提案は、この

ような点を考慮して、わが国に核兵器を持ち込めないようにする一種の牽制とも見うる。」

○浅尾 「沖縄にある核兵器も同様問題となるう。」

○山下 「日米間のごとく同盟関係にあれば、常に保有国と見做され、核攻撃の対象とされることになるう。」

○高野 「日本はいつも保有国とされうるわけだ。」

○高島 「従来のソ連の解釈によると、『核兵器』の範囲は極めて広いようだ。弾頭に限らず、運搬手段はもとより、その発射施設もこれに含まれている。このような解釈であれば、日本にある米軍の施設も、核兵器とみなされうる。」

○上川 「原子力空母、原子力潜水艦はこのよい例である。」

○野田 「『核拡散防止問題の最近の傾向につ

いて』のペーパーのうち第11頁に、『今日のごとく、共産圏の非核保有国からの間接侵略の危険が極めて重大な問題となっている場合には特にそうであろう』と説明してあるが、これは、局地戦として、最も注目を要するヴェトナム戦争を念頭においていると思つてよい。北越に対する米国の核兵器使用の可能性を条約上封ずることは、バランスをくずすもので不利となることの懸念を記したものか。」

○滝川・吉田 「その通りであるが、このような懸念は、ヨーロッパについてもある筈だ。その意味では一般的に当てはまる懸念だと思う。」

○牛場 「コスイギン提案について、中立国も決してこの提案を歓迎している様子はない。各国とも慎重な様だ。」

先程、滝川参事官は核保障を条約中に含めることに反対している国があるとの話を

されたが、どのような国か。」

○滝川 「スウェーデンなどはその例である。」

○吉野 「滝川参事官は先程核拡散防止条約を締結するに当つては核保有国に核軍縮措置を行なわさせる必要があると云われたが具体的にはどういうことか。」

○滝川 「核拡散防止条約によつて非核保有国の手が縛られるに当つては、核保有国にも平等に犠牲を払わせなければならない。そうでないと核保有国と非保有国の間の義務の均衡がとれないことになる。核保有国には、せめて地下核実験ぐらひはやめさせなければならないと思う。」

○牛場 「核保有国には、これ以上、核兵器を増やさないう、又、漸次、削減するよう求めるべきだ。この意味で、核保有国にもpayさせねばならない。非保有国が核拡散防止条約に参加するに当つてはこの位要求して当然だ。」

米国も、ソ連も、ともに何らかの pay をする考えにならなければならない。」

○大塚 「現に、核拡散防止条約が出来れば、非核保有国は、地下実験も出来なくなる筈である。米国条約案も、ソ連条約案も、『非核保有国は』、実験をしてはならないと規定しているが、核保有国は、この規定の適用をうけないこととなつている。これでは、非核保有国は一方的に義務を負うことになる。核保有国も、せめて、地下実験を止めよと云うのは、この点からみて当然である。」

○力石 「米国条約案も、ソ連条約案も、核保有国の立場ばかり考えて作られている。まず、核保有国は、『核を他国に渡さない』『核で他国を攻撃しない』ことを約束すべきだ。核拡散防止条約にはそのことだけ書けば足りるともいえよう。」

○吉田 「まず核保有国が dissemination 防止の義務を負う条約をつくり、その条約の履行をみた上で非核保有国の義務を規定した non proliferation の条約をつくるべしとの主張が昨年の国連総会でも一部の国が主張した。」

○高野 「中国、フランスが入らない場合でも核拡散防止条約は発効するのか。」

○滝川 「現在提出されている米国条約案によれば、いずれも、中・仏が入らなくても発効できるようになっていいる。ということは、中仏が参加しなくても、防止条約がある方がないよりましだという考えであろう。」

- 高野 「西独は核兵器が欲しいのだろう。とすると核拡散防止条約には入るだろうか。」
- 滝川 「西独は、日本と異なりパリ条約で核兵器を作つてはならないことになつている。西独としては、N A T O 内で核使用についてのシェアリングを増したいと考えているか、この条約に縛られていることもあり、自国が核兵器を作る心積だという理由で、核拡散防止条約に入らないというわけには行くまい。」
- 牛場 「西独は結局自分で作る考えではない。精々、自分の発言権を増すこと位しか考えていないと思う。
- チャルフォントもはつきりいつていたが、核拡散防止条約成否の鍵はN A T O 内での核分担問題だと思う。この問題がうまく行つて、米ソが合意すれば条約も出来る可能性がある。
- ソ連は、今のところ、この問題をN A T O

内で話合ふことも西独に核への access を与えることになるといっているが、これは全く変な考えだ。今後、マクナマラ委員会の動向をよく見る必要があるだろう。」

- 高島 「在英島大使が Chalfont 軍縮相と会談した際の印象では、英国は、ソ連が核拡散防止条約の締結に必らずしも earnest desire をもっているわけではないとの印象をもっているようである。もし、このとおりだとすればソ連は、一体、核拡散防止条約の締結にどの程度の interest をもっているのだろうかまたその動機如何が改めて問題となるだろう。

自分の見るところでは、ソ連は第一に、西独の Nuclear Sharing の阻止（これが実現できなければ本件条約に余り興味を示さないだろう。）、第二に、今回のコスイギン提案から判断されるように、日本を含めて核兵器の持込みを阻止することだろうと思

う。ソ連のこのような動機についての観察を伺いたい。」

○吉田 「国連における軍縮討議や、E N D Cへ出席している米英の代表団員と接触して受ける感じでは、米ソ何れも核拡散を防止することについては真剣に考えているように見える。拡散防止については核保有国として米ソ間には利害の一致がある。」

○新関 「ソ連はやはり西独のことを考えているようだ。ただ、今度のコスイギンの提案は西独よりも日本に対する牽制のように思える。」

○牛場 「日本のみならず、ソ連の狙いには、インド、トルコ、イタリア等も入っていると思う。」

仮に、もし、西独が核への access を与えられれば、ソ連はどういう反応を示すだろうか。現在の米国との宥和的態度を断ち切るだろうか。」

○新関 「そこまでは行かないような気がするが。」

○橘 「NATO内で核問題についての話がつけば、ソ連が核拡散防止に熱意を失なうかどうか、この点を見極めることが、条約成否の見通しの鍵になると思う。」

○牛場 「今後も、NATO内の核問題でどたどたが続けば、結局核拡散防止は出来ないということになつて、又、核停優先ということになるかもしれない。」

○吉田 「ただ、米国は1970年頃までは地下実験を続けたい意向のようだとの情報もある。こういうことでは、やはり核停は後回しということにならざるを得ないと思う。現に、国連総会、18カ国軍縮委員会でも核拡散防止が最優先ということになつている。今度の18カ国軍縮委員会でも、まず核拡散防止を審議し、核停等は、会期終了前に1～2回位審議することになつている。こういう作業計画からみても核拡散防止をやろうというのが米・ソの気持のようだ。」

- 牛場 「今迄、ソ連は M L F や A N F をつぶすことをねらつてきた。この意味では大分成功してきている。もし、今後、ソ連が西独の問題を最後まで追求しようとするれば、核拡散防止も出来ないこととなるろう。」
- 高島 「核拡散防止条約ができて、核製造能力を有する大部分の国は入らないということになるかもしれない。」
- 牛場 「日本やカナダは結局入らざるを得ないことになると思う。ただ、日本としても、国の安全に関することだから、あくまで、日本の安全保障を優先的に考えるべきだ。これが核心である。」
- 上川 「核不拡散条約はそれ自身の意味があり、また日本は、結局、この条約が出来れば、入らざるを得ないのだから、核拡散防止条約の締結に当つて、核保有国の核軍縮をあまり強調するのはどうであろうか。」
- 滝川 「核拡散防止条約と核軍縮は並行して

行なわれるべきだという考え方は、既に国連総会の決議にも盛り込まれている位、広く一般に認められているところだ。米国ですら、この考え方は認めており、例えば、核兵器運搬手段の削減とか、兵器用核燃料の平和目的への利用転換とかの案を提案している。」

○大塚 「平和利用の原子力の軍事的使用を禁止するための safeguard 措置などは日本も提案している。こういう提案を推進すべきだ。」

○牛場 「どういう核軍縮をやれと云うか、日本の案を考えるべきだ。この点が今迄不十分だ。又コスイギン提案については、早目に政府の見解を出すべきだ。」

○橘 「P・R上も結構な案だというだけではならない。日本の安全保障を考えた上での意見を出すべきである。」

○上川 「核軍縮をやれ、pay しるとあまり強

く主張することはどんなものかと思う。第一に査察の問題が片ずかない限り核軍縮は実行不可能の問題だと思う。また条約締結に際し米国に pay させこれを義務づけることは中共が野放しであるだけに日本の安全保障にもプラスにはならない。既にチャルフォントも島大使にこの趣旨を云っている。」

○牛場 「非核保有国が大国の核軍縮を求めるのは当然だ。これを云わねば主張にならない。」

○吉田 「日本は大国に対して核軍縮を進めるよう求め、その影響力を出来るだけ行使すべきだ。今迄、これを繰返し主張して来たからとそ、チャルフォントもわが国の意見を求めに来たのである。黙つていれば、無視されるのが常だ。」